



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 三菱食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 井 上 彪
(コード：7451、東証第一部)
問合せ先 I R 室 長 山川 幸樹
(TEL. 03-3767-5204)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の平成 26 年度定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められました。それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行のとおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行のとおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 24 日 (水) (予定)

定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 24 日 (水) (予定)

以上